第4次にいみ男女共同参画プラン

~ 男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち ~



一案一

~ 目 次 ~

第1章 計画の策定に当たって	1
【1】計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】男女共同参画社会基本法について	2
【3】男女共同参画に関する社会の動き	3
第2章 計画の概要	7
【1】計画の位置付け	7
【2】計画の期間	8
【3】計画の策定体制	8
第3章 本市の現状と課題	9
【1】統計でみる男女共同参画を取り巻く現状	9
【2】第3次プランの取組内容からみる課題	- 16
【3】アンケート等から読み取れる現状と課題	- 24
第4章 計画の考え方	37
【1】基本理念と基本目標	- 37
【2】施策体系	- 39
第5章 計画の展開	40
【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	- 40
【基本目標2】あらゆる分野における女性活躍の推進(新見市女性活躍推進計画)	- 43
【基本目標3】家庭や地域における男女共同参画の推進	- 47
【基本目標4】生涯を通じた健康づくりへの支援	- 50
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり(新見市DV防止基本計画)	- 52
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり	- 54
第6章 計画の推進に当たって	56
【1】計画の推進体制	- 56
【2】計画の進行管理	- 57
【3】数値目標の設定	- 58

第1章 | 計画の策定に当たって

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

我が国では、未婚化や晩婚化など様々な要因から、総人口の減少、少子化が急速に進行し、将来に向けた労働力人口の維持や生産性の向上などが大きな社会的課題となっています。働く女性は増加傾向にあるものの、仕事と家庭や子育て、家族の介護などを両立できる環境が十分に整っていないこともその要因の一つとされています。

一方で、ICT(情報通信技術)の進化をはじめ、AI(人工知能)やインターネットと「モノ」を融合して新たな価値を創造するIoTといった先端技術の急速な進展は、あらゆる産業分野や人々の暮らしに影響を与え、働き方にも大きな変化をもたらそうとしています。

このような社会的情勢下において、経済的成長を実現し社会の活力を維持していくためには、大きな潜在力である「女性の力」を引き出すことが重要な政策課題として位置付けられています。

しかし、働く女性が結婚や妊娠、出産などの節目において、退職の慣行が根強く残っていること、また、企業等において管理職など方針決定過程に就く女性の割合が依然として低いなど、女性の力が十分に生かされているとは言えない現実もうかがえます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の日常生活に大きな影響を及ぼしています。感染症拡大防止などに伴い、テレワークや時差出勤の拡大など働き方に変化がみられる一方で、外出自粛に伴う精神的な不安やストレスなどから、家庭内でのDVや虐待被害等も危惧されており、これまでとは異なる新たな支援対策をはじめとする男女共同参画への取組が必要となっています。

本市では「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、平成 17 年 3 月に「新見市男女共同参画まちづくり条例」を制定し、翌年には、「にいみ男女共同参画プラン」を策定しました。その後の改定を経て、平成 28 年 3 月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に関する取組を組み込んだ「第 3 次にいみ男女共同参画プラン」(以下「第 3 次プラン」という。)を策定しました。

本市では、これらの条例や計画に基づき男女共同参画社会の形成を目指して、様々な取組を推進してきました。この度、第3次プランの計画期間の満了に伴い、新たな「第4次にいみ男女共同参画プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

【2】男女共同参画社会基本法について

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されており、次の5つの基本理念を掲げ、国や地方公共団体及び国民の役割を示しています。

【男女共同参画社会基本法の基本理念*】

男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女が性別による差別 的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮でき る機会を確保し、男女の人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えること。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会が確保されること。

家庭生活における 活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の 支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学 習、地域活動等ができるようにすること。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩み、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組むこと。

【国・地方公共団体及び国民の役割※】

国の責務

- ●基本理念に基づき、男女 共同参画基本計画を策定
- ●積極的改善措置を含む、 男女共同参画社会づくり のための施策を総合的に 策定・実施

地方公共団体の責務

- ●基本理念に基づき、男女 共同参画社会づくりのた め、国に準じた施策に取 り組む
- ●地域の特性を生かした施 策の展開

国民の責務

●男女共同参画社会づくり に寄与するよう努める

※「男女共同参画社会基本法」及び内閣府男女共同参画局ホームページより作成

【3】男女共同参画に関する社会の動き

1 国際的な動き

国連が女性の社会的地位の向上を目指して、昭和 50 年に宣言した「国際婦人年」を契機として、男女共同参画に向けて国際社会は大きく動き始めました。令和 2 年 3 月には、「第 64 回国連婦人の地位委員会」がニューヨークの国連本部で開催されるなど、女性の地位向上を目指した国際的な取組は継続して進められています。

一方で、令和元年 12 月に「世界経済フォーラム」が発表した、各国内の男女間の格差を数値化した「ジェンダー・ギャップ指数*」において、我が国は 153 か国中 121 位と、OECD加盟国の中でも非常に低い順位となっています。

分野別でみると「教育」や「健康と生存」に関しては、一定程度の評価が得られている ものの、「政治」や「経済活動」の分野では男女の格差が非常に大きく、国際的に見ても、 男女共同参画において我が国が取り組む課題は多い状況にあります。

【ジェンダー・ギャップ指数】

(153 か国中の順位)	経済活動の 参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
アイスランド(1位)	0.839	0.999	0.968	0.701	0.877
ノルウェー(2位)	0.798	1.000	0.972	0.598	0.842
フィンランド(3 位)	0.788	1.000	0.977	0.563	0.832
\downarrow					
英国(21位)	0.704	0.999	0.970	0.396	0.767
					
米国(53位)	0.756	1.000	0.976	0.164	0.724
					
中国(106位)	0.651	0.973	0.926	0.154	0.676
					
韓国(108位)	0.555	0.973	0.980	0.179	0.672
<u></u>			<u> </u>	<u> </u>	
日本(121位)	0.598	0.983	0.979	0.049	0.652

資料:The Global Gap Report 2020

[※]スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。 経済、教育、健康、政治の分野別の男女比率を基に算出する。ジェンダーとは、社会的、文化的につくられた「男らしさ」 「女らしさ」など、画一的で多数派の性差意識(社会的性別)のこと。

2 国の動き

(1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、平成 12 年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後、数度の改定を経て平成 27 年 12 月には「第4次男女共同参画基本計画」を策定しています。さらに、令和2年7月に開催された第5次男女共同参画基本計画策定専門調査会において、「第5次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方(素案)」が示されました。

その中で、「第5次男女共同参画基本計画」の策定に当たっては、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等にかかる多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成を図ることとしています。

【第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会(素案)】

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、 活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs[※]で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

【参考/本計画とSDGsとの関係】

SDGs (Sustainable Development Goals) とは、平成27年9月に国連サミットで採択 された、全ての国がその実現に向けて目指す べき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され、「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものです。

SUSTAINABLE GOALS 1 REAL SECTION OF SECRETARY STREET OF SECRETARY STREET STREE

男女共同参画においては、これらの目標のうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」が関連する分野となっており、本計画では、このグローバルな視点も踏まえて策定します。

(2) 女性活躍推進法に基づく計画の策定

平成 28 年4月に施行された「女性活躍推進法」では、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供をはじめ、職業生活と家庭生活との両立を図るための環境整備、女性の職業生活と家庭生活との両立に関する本人の意思の尊重といった、3つの基本原則が示されています。

さらに、国においては同法に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定しており、都道府県や市町村はこれらの基本方針等を勘案して、計画を策定することとされています。

(3) 政治分野における男女共同参画のより一層の推進

平成30年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国、地方公共団体の責務や目標などを定め、政治分野における男女共同参画のより一層の推進が図られています。

(4)配偶者暴力防止に向けた取組の推進

平成 25 年「DV防止法」の一部改正により、配偶者からの暴力だけでなく、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象とされました。

3 岡山県の動き

岡山県においては、令和2年度に「第5次おかやまウィズプラン」が策定されました。 この計画では、「男女共同参画の基盤づくり」「男女の人権が尊重される社会の構築」「男 女が共に活躍する社会づくり」からなる基本目標を掲げ、男女共同参画社会の実現に向け た14分野の重点目標と施策の方向が取りまとめられています。

【第5次 おかやまウィズプランの施策体系】

	基本目標	重点目標
Ι	男女共同参画社会の基盤づくり	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進 3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進 4 男性にとっての男女共同参画の推進
П	男女の人権が尊 重される社会の 構築	5 男女間のあらゆる暴力の根絶 6 情報化社会における女性の人権の尊重 7 生涯を通じた女性の健康支援 8 生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり
Ш	男女が共に活躍 する社会づくり	9 政策・方針決定過程への女性の参画促進 10 地域社会における男女共同参画の推進 11 さまざまな分野・産業における女性の活躍の場の拡大 12 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 13 女性のチャレンジ支援 14 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

第2章 【言

計画の概要

【1】計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画 (新見市男女共同参画基本計画)です。また、女性活躍推進法第 6 条第 2 項の規定に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画 (新見市女性活躍推進計画)、さらに、D V 防止法第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (新見市D V 防止基本計画)としても位置付けます。

なお、本計画は「第3次新見市総合計画」を踏まえるとともに、他の個別計画と連携した計画とします。

【本市における計画の位置付け】

根拠法

- ●男女共同参画社会基本法
- ●女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)
- ●DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

玉

- ●男女共同参画基本計画
- ●女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針
- ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

岡山県

- ●岡山県男女共同参画の促進に関する条例
- ●おかやまウィズプラン
- ●岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画

第3次新見市総合計画
「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいみ」
【主な関連施策】行政分野7 交流・コミュニティ
1 人権に対する正しい理解の醸成
2 人権課題への取組
3 男女共同参画社会の推進
4 結婚を応援する取組の充実

整合
【本計画】
第4次にいみ男女共同参画プラン
関連他計画

【2】計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜見直しを行う 場合があります。

【3】計画の策定体制

1 新見市男女共同参画審議会における審議

本計画の策定に当たっては、学識経験者をはじめ各種団体、組織の関係者などから構成される「新見市男女共同参画審議会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

2 アンケート調査等の実施

計画の策定に当たり、本市在住の 18 歳以上の市民を対象とし、男女共同参画に関する 意識や意見等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として、郵送に よるアンケート調査を実施しました。

また、パブリックコメント(意見公募)を実施することにより、市民からの意見を広く 募りました。

第3章

本市の現状と課題

【1】統計でみる男女共同参画を取り巻く現状

1 人口等の現状

本市の人口は、令和2年3月末日現在28,786人であり、平成28年から約2,300人の減少となっています。1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成28年の2.41人から令和2年で2.27人となっています。

【人口・世帯数の推移】

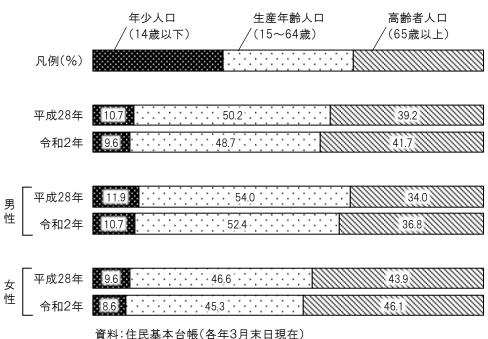
	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
人口(人)	31,098	30,583	29,953	29,286	28,786
世帯数(世帯)	12,889	12,857	12,765	12,677	12,706
世帯人員(人/世帯)	2.41	2.38	2.35	2.31	2.27

資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

本市の年齢別人口をみると、令和2年では「年少人口(14歳以下)」の割合が9.6%、「生産年齢人口(15~64歳)」が48.7%、「高齢者人口(65歳以上)」が41.7%となっています。

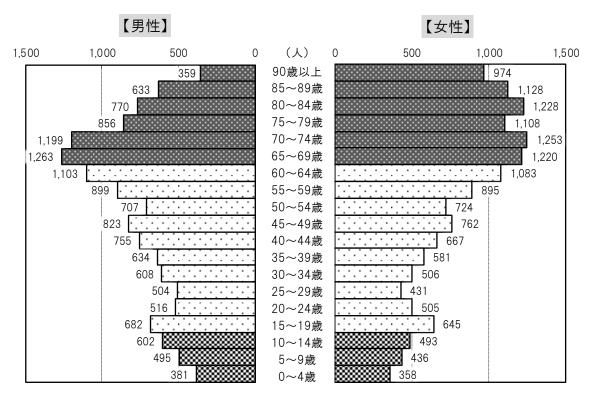
高齢者人口の割合(高齢化率)は、平成28年の39.2%から令和2年で41.7%と増加で推移しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は緩やかに減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。

【年齡別人口構成比率】



年齢を5歳階級別でみると、60歳代後半から70歳代前半が本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【年齢5歳階級別人口(人口ピラミッド)】

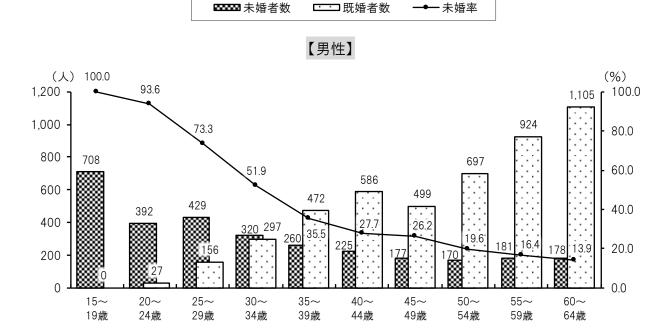


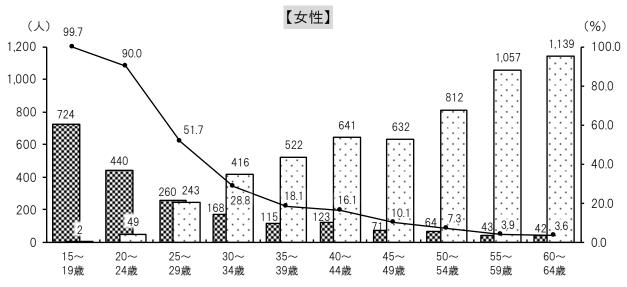
資料:住民基本台帳(令和2年3月末日現在)

2 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、30歳代前半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30歳代後半になると大きく逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。また、女性の場合は、30歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っており、全体的に晩婚化の傾向にあることが分かります。

【年齢別未既婚者数と未婚率】

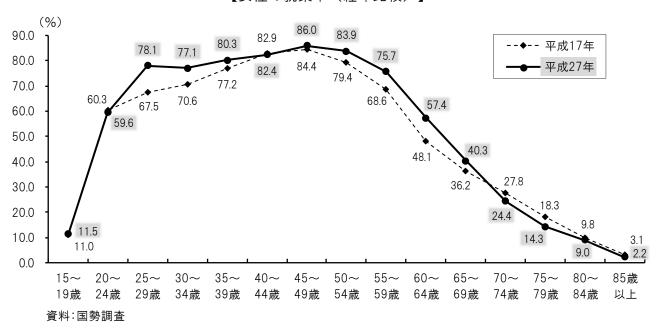




3 女性の就業率

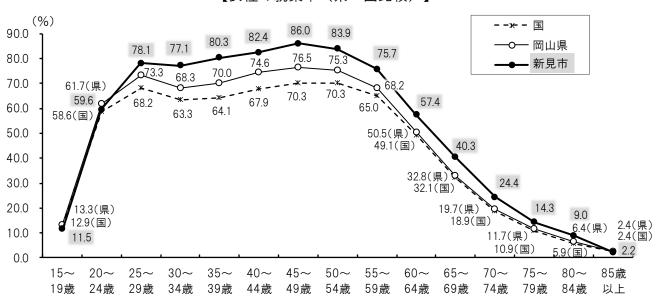
平成27年における本市の女性の就業率をみると、平成17年に比べ増加傾向にあり、結婚して子どもができても働き続ける女性が増えています。また、婚姻から子育て開始時期に一旦就業率が低下する「M字カーブ^{**}」の傾向はみられず、平成17年に比べ緩やかな「台形」に変化しつつあります。

【女性の就業率(経年比較)】



本市の女性の就業率は、岡山県や国の平均を大きく上回っています。

【女性の就業率(県・国比較)】



資料:国勢調査(平成27年)

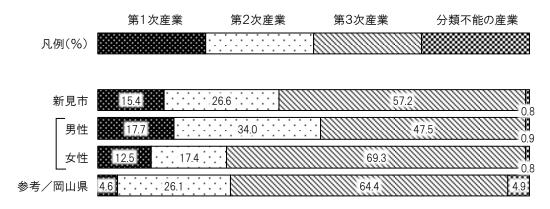
※【M字カーブ】日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

4 産業別就業者構成比率

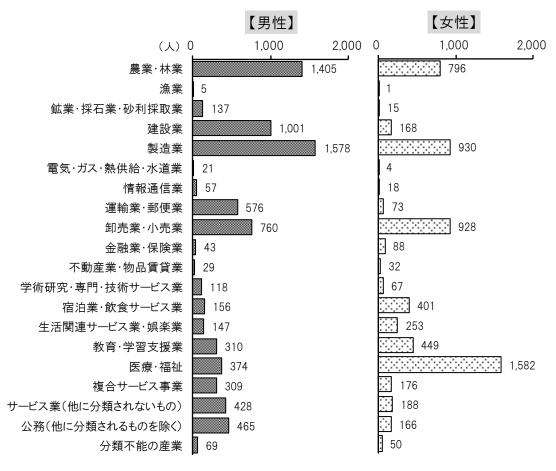
本市の産業別就業者構成比率をみると、平成 27 年では第1次産業の割合が 15.4%、第2次産業が 26.6%、第3次産業が 57.2%となっています。岡山県全体と比べ、第1次産業の割合が高く、第3次産業の割合が低くなっています。

産業大分類別就業者数をみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」「製造業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比率】



【産業大分類別 15 歳以上就業者数】

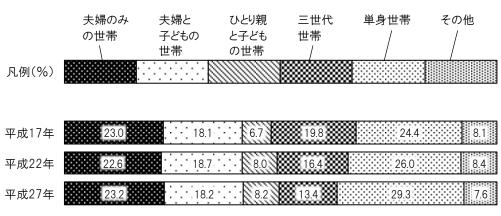


資料: 国勢調査(平成 27 年)

5 世帯構成比率の推移

世帯構成について、平成17年から5年ごとの推移でみると、「ひとり親と子どもの世帯」「単身世帯」などは増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世代世帯」は減少傾向にあります。

【世帯構成比率の推移】



資料:国勢調査

6 ひとり親家庭の状況(20歳未満の子どもがいる世帯)

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、平成27年では128世帯となっており、 そのうち大半を母子世帯が占めています。

【ひとり親家庭の状況】

(単位:世帯)

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
ひとり親家庭(合計)		117	152	128
	母子世帯数	101(86.3%)	126(82.9%)	113(88.3%)
	父子世帯数	16(13.7%)	26(17.1%)	15(11.7%)

資料:国勢調査

7 高齢者世帯の状況

本市の 65 歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、減少傾向にありますが、高齢者 単身世帯や高齢者夫婦世帯は増加しています。

【高齢者世帯数の推移】

(単位:世帯)

		平成 22 年		平成	増減率	
		世帯数	構成比率(%)	世帯数	構成比率(%)	(%)
総世	せ帯数	12,169	100.0	11,613	100.0	-4.6
65	歳以上の高齢者のいる世帯	7,565	62.2	7,341	63.2	-3.0
	高齢者単身世帯	1,627	13.4	1,729	14.9	6.3
	高齢者夫婦世帯	1,643	13.5	1,724	14.8	4.9
	高齢者同居世帯	4,295	35.3	3,888	33.5	-9.5

資料:国勢調査

8 審議会等委員及び管理職に占める女性比率

本市の審議会等における女性委員の比率は27.5%と、岡山県市町村平均を下回っていますが、全国市区町村平均では上回っています。また、女性管理職の比率は26.2%と、全国市区町村平均や岡山県市町村平均を大きく上回っています。

【市審議会等女性委員及び市職員女性管理職(課長級以上)の割合】

	審議会等委員数※1			職員管理職 ^{※2}		
	委員総数 (人)	女性委員 (人)	女性委員 割合(%)	総数 (人)	女性 (人)	女性管理職割合(%)
岡山市	1,212	521	43.0	402	50	12.4
倉敷市	1,606	485	30.2	381	33	8.7
津山市	788	233	29.6	129	24	18.6
玉野市	275	80	29.1	75	7	9.3
笠岡市	670	291	43.4	56	6	10.7
井原市	370	133	35.9	62	8	12.9
総社市	904	261	28.9	71	13	18.3
高梁市	587	124	21.1	82	13	15.9
新見市	425	117	27.5	65	17	26.2
備前市	411	142	34.5	52	6	11.5
瀬戸内市	256	66	25.8	60	11	18.3
赤磐市	300	105	35.0	54	7	13.0
真庭市	484	127	26.2	94	26	27.7
美作市	300	82	27.3	62	5	8.1
浅口市	368	121	32.9	43	9	20.9
和気町	212	25	11.8	25	2	8.0
早島町	143	32	22.4	13	1	7.7
里庄町	192	47	24.5	12	1	8.3
矢掛町	333	80	24.0	12	2	16.7
新庄村	48	7	14.6	4	0	0.0
鏡野町	183	49	26.8	30	1	3.3
勝央町	210	45	21.4	14	2	14.3
奈義町	166	51	30.7	9	0	0.0
西粟倉村	55	7	12.7	6	0	0.0
久米南町	175	53	30.3	13	2	15.4
美咲町	149	35	23.5	22	4	18.2
吉備中央町	374	131	35.0	27	11	40.7
岡山県市町村平均	_	_	30.8	_	_	13.9
全国市区町村平均	_		26.8	_	_	15.3

^{※1:}地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

^{※2:}課長級以上の職員への登用状況

資料:内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」 (平成31年4月1日現在)

【2】第3次プランの取組内容からみる課題

本市では、第3次プランに基づき、男女共同参画を推進するための啓発活動や講座などの取組をはじめ、様々な事業を実施してきました。それらの取組は、広報や啓発だけでなく学校教育や生涯学習分野、商工・労働分野、保健・福祉分野など多岐にわたります。

本市では、これらの取組について、毎年度、点検・評価を行い、その進捗状況から問題 点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第3次プランの計画期間における事業進捗状況の点検・評価結果を踏まえた、 今後の課題を整理しました。

【第3次プラン(平成28年度から令和2年度)の施策体系】

	基本目標	重点目標
Ι	あらゆる分野へ の男女共同参画 の促進	1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進3 国際化社会に対応する男女共同参画の推進
П	男女共同参画社 会に向けての意 識づくり	1 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し 2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の 充実 3 新見市男女共同参画プラザの充実 4 男女共同参画を推進する市民団体との協働
Ш	男女共同参画社 会のための働く 環境づくりや仕 事と生活の調和	1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 3 家族経営的な職業における男女共同参画の確立
IV	男女の人権が尊 重される社会づ くり	1 メディアにおける人権の尊重2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶3 生涯を通じた健康等の支援4 複合的な困難を抱える人への支援

基本目標Ⅰ

あらゆる分野への男女共同参画の促進

重点目標1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進(新見市女性活躍推進計画)

【これまでの主な取組内容】

- ○審議会等委員や農業委員における女性の積極的な登用を促進するため、各課への要請や 気運の醸成を図りました。
- ○女性職員や教職員の積極的な採用を行うとともに、管理職への登用に努めました。また、 能力開発につながる研修の積極的な受講を促進しました。
- ○岡山県男女共同参画推進センターから女性の人材情報を収集し、講座などの講師を選定 する際の参考にしました。
- ○岡山県男女共同参画推進センターや市町が主催するゼミナールや講座等について、新見 商工会議所等関係機関に紹介しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題※

- ●令和2年4月1日現在、審議会等委員の女性比率は28.0%、農業委員は3.6%であり、 今後も登用促進への努力が必要です。
- ●あらゆる意思決定過程に男女が平等に参画できる機会を確保し、女性活躍の機会を充実 することが必要です。

※継続して取り組む内容も含む。(以下同様)

重点目標2 家庭生活と地域社会への男女共同参画の促進

【これまでの主な取組内容】

- ○親子で参加できるイベントをはじめ、各種行事等への男性の参加を促進するとともに、 各種研修会やにいみ福祉フォーラムを開催し、男性の学習機会への参加を促進しました。
- ○男性料理教室を開催し、男女が共に学び活動できる機会づくりに努めました。
- ○スポーツ少年団や地域の青少年育成団体等の会議等で、男女共同参画の意義や考え方を 広報するとともに、親子料理教室など親子で取り組める男女共同参画社会に向けての意 識づくりに努めました。また、「にいみクリーンアップECO運動」を実施し、男女が 協力して地域の美化活動へ取り組む体制づくりを進めました。
- ○防災士資格の取得について、市ホームページなどで周知するとともに、機能別消防団員 や女性消防団員の充実を図るため、説明会や研修会を開催しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ●育児や介護等の家庭生活、地域ボランティア等の社会活動に、男女が共に参画できる環 境づくりを進めることが必要です。
- ●災害時における男女のニーズの違いなどに配慮するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組むことが必要です。

重点目標3 国際化社会に対応する男女共同参画の推進

【これまでの主な取組内容】

- 〇ALT*(外国語指導助手)を通して、幼児・児童・生徒の国際理解教育を進めるとと もに、多様な価値観や文化への理解促進を図りました。
- ○英語や中国語の講座を開催し、国際感覚を養うとともに、多文化共生への理解を深めました。
- ※【ALT(Assistant Language Teacher)】小中学校や高校の児童・生徒を対象に、英語の発音や国際理解の向上を目的とした教育を行うため、学校に配置され、授業の補助を行う外国語を母国語とする「外国語指導助手」のこと。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

●国際社会における女性問題や男女共同参画について理解するため、国際交流の推進や多文化共生の理解促進が必要です。

基本目標Ⅱ

男女共同参画社会に向けての意識づくり

重点目標1 男女共同参画の視点での社会制度・慣行の見直し

【これまでの主な取組内容】

- ○各種講演会や出前講座などを開催し、学習機会を提供するとともに、多様な媒体を活用 した広報活動を行い、男性の参加を促進しました。
- ○若い世代を対象とした講演会や出前講座をはじめ、様々な機会を通じて、啓発活動を推進しました。
- ○職員の能力や業績を公正・公平に評価できるよう、性別にとらわれない市職員や教職員 の人事評価制度の運用を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ●社会におけるあらゆる事柄について、男女共同参画の視点で見直し、様々な機会を通じて意識啓発を行うことが必要です。
- ●男女共同参画意識の醸成を図るための講座等について、男性や若者世代向けの参加を促進することが必要です。

重点目標2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【これまでの主な取組内容】

- ○幼稚園や小・中学校等の教職員が、男女共同参画の意識を持って教育活動を行えるよう、 人権問題等に関する研修を実施しました。
- ○小・中学校において、男女が相互の人格を尊重し相手の立場を理解し、助け合う人間形成を図るための学習機会を設けました。
- ○公民館をはじめ、あらゆる学習の場で人権意識の高揚を図るため人権学習講座を開催しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ●人権意識の高揚と男女共同参画の意義を理解し、その実践を推進する学校教育や社会教育の充実が必要です。
- ●男女が共に、本人の意思に基づいた多様な生き方を選択できる考え方や能力を伸ばせる よう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育や生涯学習の推進が必要です。

重点目標3 新見市男女共同参画プラザの充実

【これまでの主な取組内容】

- ○市の広報紙やホームページをはじめ、ケーブルテレビでの番組放送やインターネット動 画掲載を活用して、新見市男女共同参画プラザの周知を図りました。
- ○新見市男女共同参画プラザを市民団体(にいみフォーラム)の活動場所として提供しているほか、相談員も企画などの活動に参加しました。
- ○DVに関する相談等を受け付け、関係機関と連携して対応するとともに、相談員向けの 研修などへ積極的に相談員を派遣しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

●「新見市男女共同参画プラザ」の利用を促進するため、今後も一層の周知を図るとともに、男女共同参画社会実現のために活動する団体への支援や相談支援体制の充実が必要です。

重点目標4 男女共同参画を推進する市民団体との協働

【これまでの主な取組内容】

- ○市民団体(にいみフォーラム)と協働して事業を実施するとともに、公民館などの学習 の場で、人権意識の高揚を図るための取組を実施しました。
- ○市民団体が事業を開催するときに情報提供や助言などを行うとともに、女性グループを 中心とした「新見もったいない市」や「にいみ雛まつり」の活動について、ポスターや チラシを活用した周知活動を行いました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

●誰もが男女平等意識の大切さを認識できるよう、男女共同参画社会の実現のために活動する団体と市が共に事業を企画運営するなど、協働を推進することが必要です。

基本目標Ⅲ

男女共同参画社会のための働く環境づくりや仕事と生活 の調和(新見市女性活躍推進計画)

重点目標1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【これまでの主な取組内容】

- ○広報紙やホームページ、啓発ポスターやチラシ等を活用し、男女雇用機会均等法等、関係法令の周知や企業等の積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進を図りました。
- ○キャリアアップ講座の広報に努めるとともに、女性が代表を務める各種団体に対して相 談支援や情報提供等の支援を行いました。
- ○仕事を持つ妊産婦に「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明を行い、女性の妊娠や 出産時の健康管理の重要性について、知識の普及を図りました。
- ○岡山県の女性創業サポートセンターの事業について、広報や啓発に努めるとともに、創業相談への対応や女性創業セミナーの周知を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ●男女の雇用機会均等に向けた取組を企業等に働きかけるとともに、誰もが安心して働き 生活できるよう、労働関係機関との連携の強化が必要です。
- ●起業家への事業支援や女性による新たなビジネススタイルの実現を支援し、産業の創出 や雇用の確保に努めることが必要です。

重点目標2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【これまでの主な取組内容】

- ○多様なニーズに応じた保育サービスを提供するとともに、放課後児童クラブの支援など、 子育て支援サービスの充実を図りました。
- ○育児・介護休業制度について周知、啓発を図るとともに、育児・介護と仕事の両立のための情報提供や支援に努めました。
- ○市職員の育児休業や短期介護休暇、子どもの看護休暇の取得について、広報や周知に努め、休暇を取得しやすく復帰しやすい環境の整備に努めました。
- ○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護保険事業を円滑に運営すると ともに、寝たきりや認知症高齢者を在宅で介護している介護者の支援に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ●仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けて、気運の醸成や育児・介護休業などの取得促進、男性の家事や育児への参画促進、働く場における意識や慣行のより 一層の改善が必要です。
- ●男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立できるよう、子育て支援や介護サービスの充実、育児・介護を行う労働者の就業条件の整備、家庭や地域社会における男女共同参画の推進が必要です。

重点目標3 家族経営的な職業における男女共同参画の確立

【これまでの主な取組内容】

- ○農家世帯における家族経営協定の締結を促進するとともに、女性の「岡山県農業士」認 定の継続を依頼するなど、女性の参画を促進しました。
- ○女性が農業委員に任命される気運の醸成を図るとともに、「おかやま女性農業委員会」 の会議等に参加し、情報交換に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

●女性が果たしている役割に見合う評価を受け、自らの意志によって対等なパートナーと して経営に参画し、一人の労働者として権利が確保できるよう、今後も家族経営協定の 締結に向けた啓発や締結への支援が必要です。

基本目標Ⅳ

男女の人権が尊重される社会づくり

<u>重点目標1 メディアにおける人権の尊重</u>

【これまでの主な取組内容】

- ○メディア・リテラシー*への取組として、児童・生徒を対象とした情報モラルなどの指導をはじめ、全中学校生徒会や各小中学校PTA役員を対象とした新見市スマホサミットの開催を行うなど、ネット上のいじめに関する研修を推進しました。
- ○市が実施する各種広報について、性別にとらわれない表現や、市ホームページ等のインターネットでの広報を行う際は、肖像権や著作権問題に十分配慮するよう周知を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ●男女共同参画やメディア・リテラシー意識の醸成、主体的に情報を選択できる能力の向上など、市民への継続的な人権意識の醸成に向けた取組が必要です。
- ●市の発行する刊行物等において、男女共同参画に配慮した視点での表現に努めることが必要です。

※【メディア・リテラシー】テレビ番組や新聞記事など、メディアからのメッセージを正しく読み解く能力のこと。

重点目標2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

(新見市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画)

【これまでの主な取組内容】

- ○相談支援体制の充実を図るとともに、行政や教育の場で各種ハラスメント行為が発生しない職場づくりを推進しました。
- ○「岡山県男女共同参画推進月間」「女性に対する暴力をなくす運動期間」における啓発 活動の強化や広報番組の放送、市ホームページへの掲載などを行い、周知に努めました。

- ○青少年の健全育成に向け、防犯パトロール車(青パト)による市内パトロールの実施など、地域社会の環境浄化を推進しました。
- ○関係各課が連携して被害者情報の保護を徹底するとともに、新見市男女共同参画プラザ で受けた相談について、関係機関以外に伝わらないよう情報管理を徹底しました。
- ○関係機関と連携して、児童虐待防止の啓発活動を行うとともに、虐待を受けている子ど もの情報共有や支援を実施しました。
- ○関係機関と連携して、高齢者や障がい者の虐待防止に努めるとともに、早期発見、早期 対応ができる体制を整備しました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ●あらゆる暴力を許さない継続的な意識づくりの推進が必要です。
- ●被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化を防止するととともに、関係 機関との連携を図り、被害者の救済や保護、自立支援等により、効果的な被害者支援に 取り組むことが必要です。

重点目標3 生涯を通じた健康等の支援

【これまでの主な取組内容】

- ○HIVやエイズに関する教育、薬物乱用防止教室を全ての小中学校で実施するとともに、 保健学習において、禁酒や禁煙についての正しい知識の普及・啓発に努めました。
- ○市内の高校生を対象とした妊よう性*満座を行い、妊娠・出産について正しい知識の普及、啓発に努めました。
- ○各種健診やがん検診、おでかけ健康教室、にいみロコモ体操の実践や指導などを実施し、 市民の生活習慣病の予防や健康に対する正しい知識の普及、健康増進に努めました。
- ○妊婦健康診査や乳児健康診査などを実施するとともに、個々に合った支援内容を明らかにしたうえで、関係機関が支援方針を共有するケース会議を実施しました。また、不妊・不育に対する支援について周知を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ●思春期や更年期における健康やHIVやエイズなどの性感染症の問題について、正しい 知識の普及・啓発に努めることが必要です。
- ●妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、妊娠・出産に対する不安の軽減を図ることが必要です。
- ●男女がお互いにそれぞれの身体の特性を十分に理解し、生涯を通じて健康が保持できるよう、健康支援に努めることが必要です。

^{※【}妊よう性】妊娠するための力、あるいは妊娠のしやすさのこと。妊娠するためには、精子と卵子だけでなく、生殖器や内分泌の働き等も重要であることから、妊よう性は男性にも女性にも関わることとして位置付けられる。「妊よう性講座」は、妊娠、出産のための正しい知識を身に付け、妊娠や出産の適正な時期やライフプランを設計することの大切さについて、理解を促進するための講座のこと。

重点目標4 複合的な困難を抱える人への支援

【これまでの主な取組内容】

- ○高齢者の社会参加活動・学習活動の支援や多様な就業機会の確保に努めるとともに、複合的な問題を抱える高齢者への継続的な支援を実施しました。
- ○障がい者の自立支援を図るとともに、福祉事業所展などでバリアフリーについての啓発 活動を実施しました。
- ○ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図るため、情報の提供や支援を実施すると ともに、放課後児童クラブの運営や児童・生徒の健全な育成を支援しました。
- ○性同一性障がい(性別違和)に関する正しい知識の普及に努めるとともに、児童・生徒に対する相談体制の充実に努めました。
- ○在住外国人が安心して暮らせるよう、外国人向けの生活情報や行政サービス情報の提供 に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

●様々な困難な状況に置かれている市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、雇用 促進や啓発活動、経済面や生活面での相談、情報提供など多面的な支援が必要です。

【3】アンケート等から読み取れる現状と課題

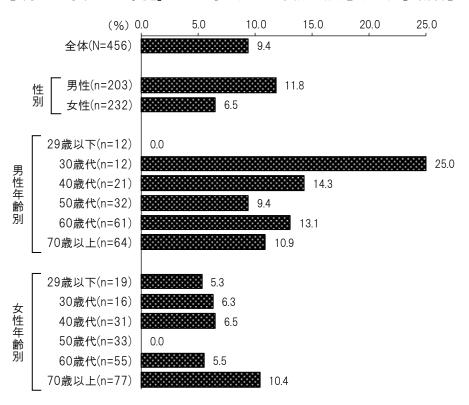
【調査の概要】

調査対象	18 歳以上の市民
調査期間	令和2年6~7月
調査方法	郵送による調査票の配布・回収
配布数	1,000 件
有効回収数	456 件
有効回収率	45.6%

1 男女の役割分担と平等意識について

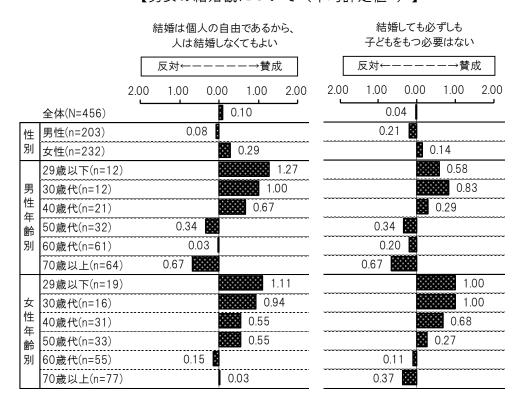
○「男は仕事、女は家庭」への賛成意識は、全ての世代で男性が女性を上回っており、女性では70歳以上で賛成意識が高くなっている。

【「男は仕事、女は家庭」という考え方に「賛成(同感する)」割合】



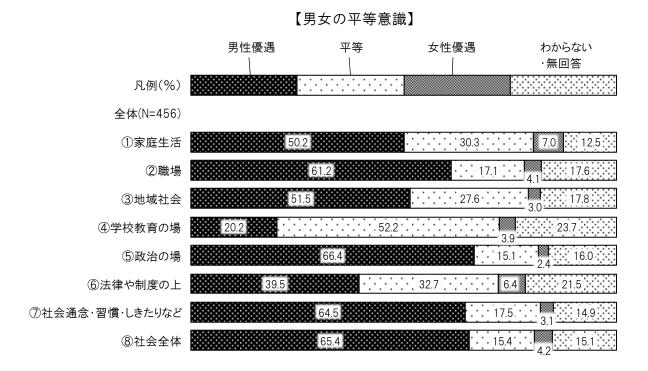
○「結婚は個人の自由であるから、人は結婚しなくてもよい」や「結婚しても必ずしも子 どもをもつ必要はない」という考え方については、男性に比べ女性で「賛成意識」が高 く、男女共に若い年齢層ほど「賛成意識」が高い傾向にある。一方で、男女共に年齢が 上がるほど「反対意識」が高い傾向にある。

【男女の結婚観について(平均評定値※)】



※【平均評定値】「賛成」「反対」に2点、「どちらかといえば賛成」「どちらかといえば反対」に1点、「どちらともいえない」に0点の係数を、それぞれの回答件数に乗じ、加重平均して算出した値で、グラフ上では0を中心として左側が反対、右側が賛成を示す指標である。

○男女の平等意識については、全ての分野において「男性優遇意識」が強い。特に「職場」 「政治の場」「社会通念・習慣・しきたりなど」「社会全体」で目立っている。一方、 「学校教育の場」では比較的「平等意識」が高い。



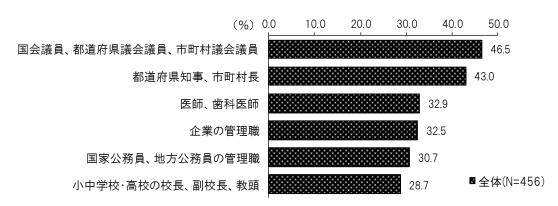
【今後の課題】

- ●「男は仕事、女は家庭」に代表される<u>「固定的な性別役割分担意識」を払拭</u>する<u>継続的な啓発</u>が必要です。
- ●人権の尊重と、男女がお互いに認め合い尊重し合いながら、協力して男女共同参画社会 を実現するための、継続的で誰でも分かりやすい意識啓発が必要です。
- ●保育・教育の場をはじめ、幅広い年齢層を対象とした生涯学習の場など、<u>意識の醸成を</u> 目的とした学習機会の充実が必要です。
- ●啓発活動に当たっては、性別や年齢に応じた情報発信方法など、<u>効果的な啓発方法の検</u> 討が必要です。

2 政策・方針決定過程における女性の活躍について

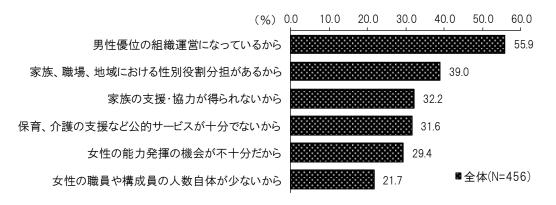
○女性の参画を進めるべき職種等については、「国会議員、都道府県議会議員、市町村議会議員」が最多で、このほか「都道府県知事、市町村長」「医師、歯科医師」「企業の管理職」の順となっている。

【女性の参画を進めるべき職種等(上位項目抜粋)】



○政策・方針決定過程に女性が少ない理由として、「男性優位の組織運営になっている」 をはじめ、「家族、職場、地域における性別役割分担がある」「家族の支援・協力が得 られない」「保育、介護の支援など公的サービスが十分でない」などが上位に回答され ている。

【政策・方針決定過程に女性が少ない理由(上位項目抜粋)】



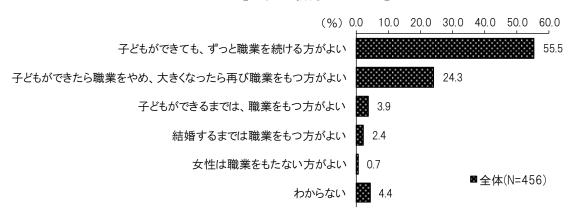
【今後の課題】

- ●女性の活躍促進に向けた男性の意識の改革、女性の意識改革の促進が必要です。
- ●庁内における<u>審議会等の女性の積極的な登用</u>に加え、職員の管理職への登用に関しては、性別にとらわれない評価が必要です。

3 仕事と家庭について

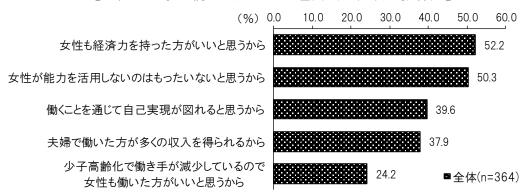
○女性の就労については、「子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい」とする考え方が最多で、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が続いており、継続的な就労ニーズがうかがえる。

【女性の就労について】



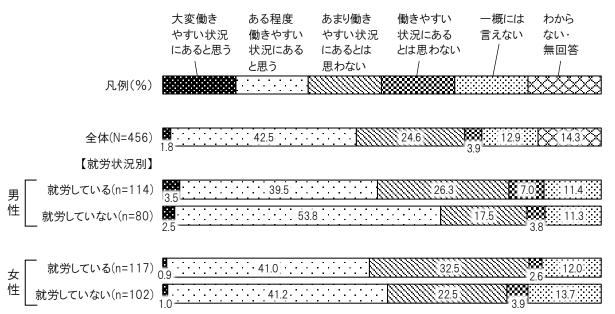
○女性が仕事を続ける方がよい理由としては、「女性も経済力を持った方がいい」「女性 が能力を活用しないのはもったいない」が上位に回答されている。

【女性が仕事を続ける方がよい理由(上位項目抜粋)】



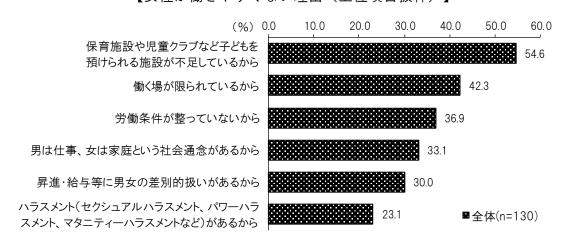
○女性の働きやすさについては、4割以上が「働きやすい」と回答している一方、約3割が「働きやすいとは思わない」と回答している。「あまり働きやすい状況にあるとは思わない」の回答では、男女共に就労している人のほうが多い。

【女性の働きやすさ】



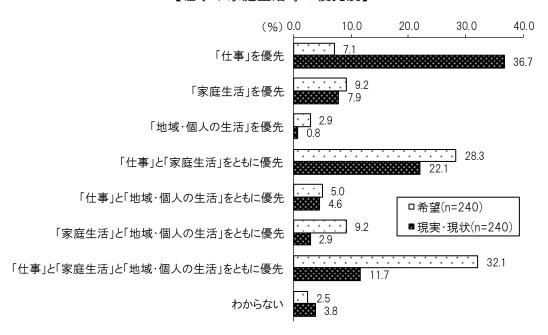
○女性が働きやすくない理由としては、「子どもを預けられる施設が不足」が最多で、次いで「働く場が限られている」「労働条件が整っていない」などが続いている。

【女性が働きやすくない理由(上位項目抜粋)】



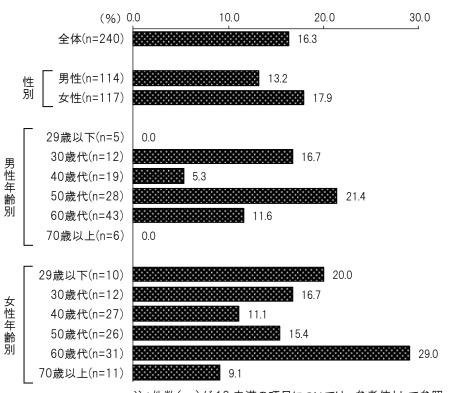
○仕事や家庭生活等の優先度については、現状では「仕事を優先」の割合が最も高いが、 今後の希望としては「仕事と家庭生活と地域・個人の生活をともに優先」の割合が高い。

【仕事や家庭生活等の優先度】



○ワーク・ライフ・バランスが「とれていると思う」人は、男性に比べ女性で多く、特に 女性の60歳代で目立っている。

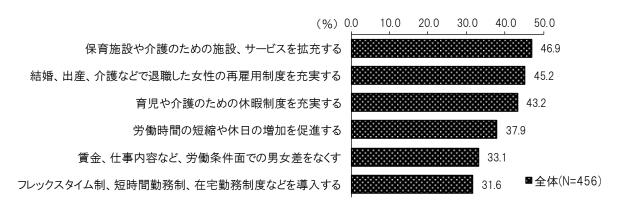
【ワーク・ライフ・バランスが「とれていると思う」割合】



注:件数(n=)が10未満の項目については、参考値として参照。

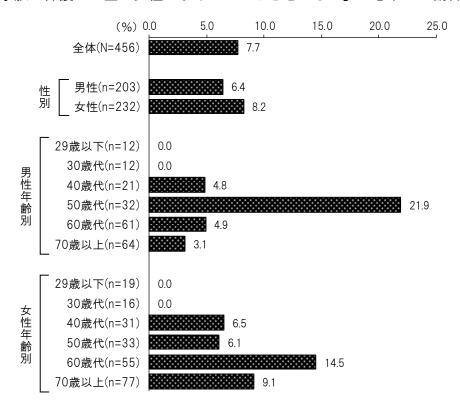
○ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、「保育施設や介護のための施設、サービスの拡充」をはじめ、「結婚、出産、介護などで退職した女性の再雇用制度の充実」 「育児や介護のための休暇制度の充実」などが求められている。

【ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なこと(上位項目抜粋)】



○家族の介護を「女性がすることはやむをえない」と思う人は、男性に比べ女性でやや多く、特に男性の50歳代や女性の60歳代で多くみられる。

【家族の介護は「主に女性がすることはやむをえない」と思う人の割合】



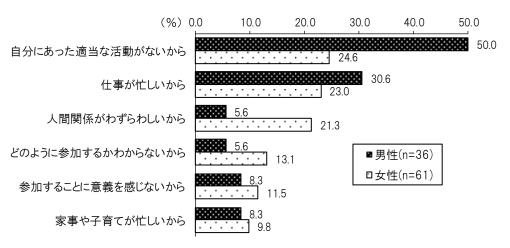
【今後の課題】

- ●男女が共に<u>育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備</u>をはじめ、労働時間短縮など 柔軟な働き方の促進に向けた、<u>事業所等への働きかけ</u>が必要です。
- ●雇用や就業における、女性の<u>ニーズに応じた就業の継続や再就職支援</u>など、<u>関係機関と</u> 連携した支援が必要です。
- ●「ワーク・ライフ・バランス」についての<u>分かりやすい周知・啓発</u>をはじめ、実践に向けた具体的な啓発活動や企業等への働きかけが必要です。

4 地域活動への参加状況

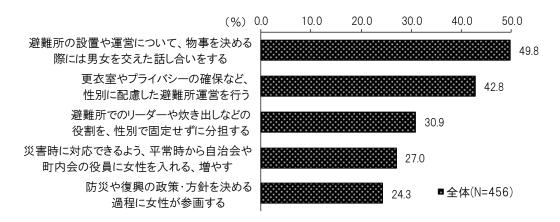
○地域活動に参加していない人は約2割みられ、その理由として男性では「自分にあった 適当な活動がないから」、女性では「人間関係がわずらわしいから」の回答が多い。

【地域活動に参加していない理由(上位項目抜粋)】



○性別に配慮した防災・災害対応については、「避難所の設置や運営について、物事を決める際には男女を交えた話し合いをする」をはじめ、「更衣室やプライバシーの確保など、性別に配慮した避難所運営を行う」などが必要とされている。

【性別に配慮した防災・災害対応について(上位項目抜粋)】



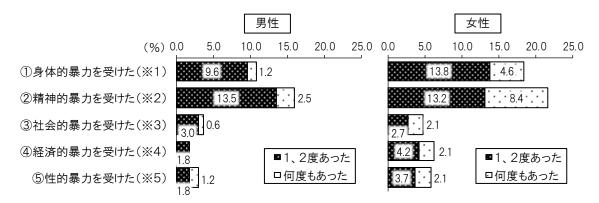
【今後の課題】

- ●性別にかかわらず、地域おこしやまちづくりなど様々な地域活動に、<u>誰もが参画しやす</u>い地域社会づくりが必要です。
- ●防災対策への女性の視点やニーズの反映が必要です。

5 男女間における暴力等の防止について

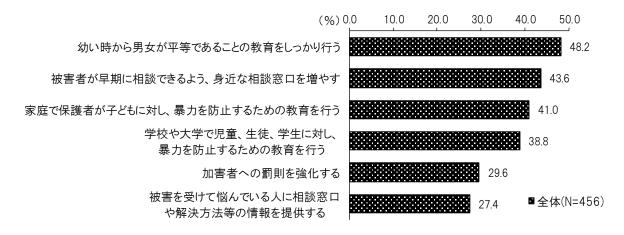
○配偶者からDV等を受けた経験については、男女共に「身体的暴力」や「精神的暴力」 を1、2度受けた経験が多く、特に女性で「精神的暴力」を何度も受けた経験が男性を 上回っている。

【配偶者からDV等を受けた経験】



- ※1:なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体的暴力を受けた
- ※2: 人格を否定するような暴言、脅迫やおどし、何を言っても無視するなど精神的暴力を受けた
- ※3: 友人や家族に会わせない、外出させない、電話・電子メール等をチェックするなどの社会的暴力を受けた
- ※4:生活費を渡さない、借金を強いる、収入を取り上げる、外で働くことを妨げるなどの経済的暴力を受けた
- ※5:見たくないのにアダルトビデオ等を見せられたり、嫌がっているのに性的行為を強要したり、避妊に協力しないなど 性的暴力を受けた
- ○男女間における暴力を防止するためには「幼い時から男女が平等であることの教育」を はじめ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」ことなどが必要 とされている。

【暴力を防止するために必要な取組(上位項目抜粋)】



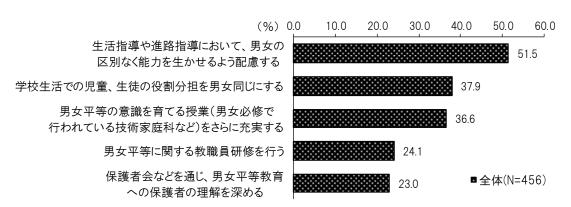
【今後の課題】

- ●<u>DV防止のための広報、啓発の充実</u>をはじめ、家庭や学校、地域等における暴力防止のための啓発や教育の充実が必要です。
- ●<u>相談支援窓口の周知</u>をはじめ、関係機関と連携してDV被害者等が<u>相談しやすく、安心</u>できる支援体制づくりが必要です。
- ●デートDVや虐待等の問題に関して、様々な機会を通じた<u>幅広い世代への広報、啓発の</u> 充実が必要です。

6 男女共同参画の推進について

○男女平等を推進するために学校等では「生活指導や進路指導において、男女の区別なく 能力を生かせるよう配慮する」ことや、「学校生活での児童、生徒の役割分担を男女同 じにする」「男女平等の意識を育てる授業をさらに充実する」ことなどが求められてい る。

【男女平等を推進するために学校等で行うとよいこと(上位項目抜粋)】



○男女共同参画社会実現のために市が力を入れるべきことについては、「男女がともに仕 事と子育て、介護などを両立できる環境の整備」が最多で、次いで「出産、育児等によ り離職した女性に対する再就職等の支援」「男女共同参画の視点から、慣習の見直しや 啓発を進める」が続いている。

【市が力を入れるべきこと(上位項目抜粋)】

60.1

■全体(N=456)

(%) 0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0 男女がともに仕事と子育て、介護などを両立できる環境を整備する 出産、育児等により離職した女性に対する再就職等を支援する 男女共同参画の視点から、慣習の見直しや啓発を進める 27.2 職場における男女の機会均等や待遇の確保を推進する 防災や災害復興等における男女共同参画を推進する 政策や方針決定過程への女性の参画を拡充する 2000年 16.0 男女共同参画の視点に立った教育や学習を進める ******** 15.6

【今後の課題】

- ●学校等での進路選択の場面において、性別にかかわらず本人の意思に基づいた多様な選 択を可能にする取組が必要です。
- ●子育て支援サービスの充実をはじめ、離職した女性への再就職等の支援が必要です。
- ●男性が家事や育児、介護などをすることへの理解促進が必要です。
- ●多分野にわたる取組を充実させるために、庁内をはじめ関係機関や地域、事業所等との 連携の強化が必要です。

第4章 | 計画の考え方

【1】基本理念と基本目標

令和2年6月に策定した本市の最上位計画である「第3次新見市総合計画」においては、 目指すまちの将来像を「人と地域が輝き 未来につながる源流共生のまち・にいみ」と定 め、市民と行政が価値観を共有しながら優先して解決すべき課題を選択し、市民自らもま ちの「創り手」となっていくことにより、誰もが生き活きと暮らし、地域に活気があふれ るまちづくりを目指しています。

「第3次新見市総合計画」における施策展開の方向性のうち「交流・コミュニティ(多様な人が集い、交流し、活躍するまちをつくる)」における「人権」と「男女共同参画」に関連する取組が、本計画に関連する主な施策となります。

第3次プランでは、5つの基本理念を掲げ「男女が共に輝く社会」の実現を目指して、 様々な施策を推進してきました。

【第3次プランの5つの基本理念】

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度または慣行についての見直し
- 政策・方針の立案及び決定過程への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

本計画においては、これまでの基本理念を踏まえ、社会的背景の変化やこれまでに見えてきた継続的な課題や新たな課題、また「第3次新見市総合計画」や「新見市男女共同参画まちづくり条例」の考え方などを踏まえ、改めて次のように「基本理念」を掲げます。

● 基 本 理 念 ●

男女が共に輝き いきいきと活躍できるまち

本計画では「基本理念」の実現に向けて、改めて6つの「基本目標」を定めます。その「基本目標」に基づいて、それぞれに「基本施策」を定め、個別の取組を推進します。 個別の取組については、これまで実行してきた事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

【基本目標1】 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画意識の普及に向けて、人権を尊重する意識づくりを引き続き推進するとともに、社会通念や慣習、慣行の見直しなど意識の変革を促進します。また、男女共同参画の視点に立った学校教育の充実を図り、地域においても、生涯学習の場などを通じて、多様な学習機会の提供に努めます。

【基本目標2】 あらゆる分野における女性活躍の推進(新見市女性活躍推進計画)

社会のあらゆる分野での方針決定の過程において、女性の参画機会が充実するよう、啓発を図ります。産業分野においては、性別や賃金による格差の解消や労働条件の改善、ハラスメント対策など、事業所等における男女共同参画への取組を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に向けた取組を推進し、仕事と育児、介護の両立支援に取り組みます。

基本目標2にかかる取組は、「新見市女性活躍推進計画」として位置付けます。

【基本目標3】 家庭や地域における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が共に協力して家庭生活や地域活動に参加できるよう、意識改革に向けた啓発を推進します。また、国際交流の推進を図り、多文化共生社会の実現を目指します。

【基本目標4】 生涯を通じた健康づくりへの支援

性別や年齢にかかわらず、誰もが活躍できる男女共同参画社会を実現していくためには、 日頃からの心身の健康づくりが大切です。誰もが生涯にわたり健やかに過ごせるよう、ラ イフステージに応じた健康づくりへの支援やきめ細やかな母子保健サービスを推進しま す。

【基本目標5】 暴力を許さないまちづくり(新見市DV防止基本計画)

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、 関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

基本目標5にかかる取組は、「新見市DV防止基本計画」として位置付けます。

【基本目標6】 誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

防災・減災のあらゆる場面において、活動への男女共同参画を促進し、地域防災力の向上を目指すとともに、地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、将来にわたって誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本目標

基本施策

- 【1】人権の尊重と男女共同参画 の意識づくり
- 1 人権を尊重する意識づくり
- 2 男女共同参画を推進するまちづくり
- 3 学びの場における意識づくり
- 【2】あらゆる分野における女性 活躍の推進 (新見市女性活躍推進計画)
- 4 方針決定過程における女性参画の促進
- 5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり
- 6 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 【3】家庭や地域における男女共 同参画の推進
- 7 家庭生活における男女共同参画の推進
- 8 地域活動における男女共同参画の推進
- 9 国際理解を通じた男女共同参画の推進
- 【4】生涯を通じた健康づくりへ の支援
- 10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援
- 11 母子保健の充実
- 【5】暴力を許さないまちづくり (新見市DV防止基本計画)
- 12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり
- 13 きめ細かな被害者支援体制の充実
- 【6】誰もが安心して暮らせる地 域社会づくり
- 14 地域共生社会の実現に向けた取組
- 15 防災・減災分野における男女共同参画の推進

第5章 | 計画の展開

【基本目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

基本施策1 人権を尊重する意識づくり

誰もが相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、様々な啓 発活動に取り組みます。また、性的マイノリティ(性的少数者)に関する正しい知識の普 及に努めます。

取組名	取組内容	担当課
幅広い世代を対象 とした啓発活動の 推進	○人権や男女共同参画について、ポスター掲示やリーフレットの配布、講演会等様々な機会を通じて、高校生や大学生を含めた幅広い世代を対象とした啓発活動を推進します。	総合政策課
人権教育・啓発事 業等の実施	○人権学習講座やPTAにおける人権教育推進事業、 関係団体との連携による人権教育、啓発事業を実施 し、市民の人権意識の高揚に努めます。	生涯学習課
男女共同参画の視 点に立った広報等 の推進	○市の広報紙やホームページ等をはじめ、市が作成する全ての刊行物等について、男女共同参画の視点に立った表現やデザインを基本とし、肖像権や著作権等の人権に十分に配慮するよう全庁的な意識啓発を図ります。	秘書広報課
性的マイノリティ に関する正しい知 識の啓発	○新見市男女共同参画プラザにある図書やリーフレットの活用、講演会等を通して「LGBT(Q+)」など性的マイノリティ(性的少数者)に関する正しい知識の普及に努めます。	男女共同参画プラザ
	○児童・生徒の発達段階に応じた適切な性教育に取り 組むとともに「LGBT(Q+)」など性的マイノ リティ(性的少数者)について学ぶ機会を設け、個 人の性を尊重する意識づくりに努めます。	学校教育課

基本施策2 男女共同参画を推進するまちづくり

多様な媒体を活用した周知や講座等の開催を通じて、男女共同参画の意識づくりを促進します。また、男女共同参画を推進する市民団体等の活動を支援するとともに、団体の育成に努めます。

取組名	取組内容	担当課
広報等による啓発 活動の充実	○男女共同参画に関する市の主催事業や男女共同参画週間等について、市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用して周知するとともに、報道機関に情報を提供します。○男女共同参画情報紙「りぼん」を発行します。	総合政策課
講座等の開催による啓発の推進	○「にいみフォーラム」との共催による男女共同参画 出前講座や男女共同参画セミナー等の開催を通じ て、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発を推進 します。○一人ひとりがその人らしく、生き活きと生きるため の知識を身に付けられるよう、ステップアップ講座 を開催します。	総合政策課 男女共同参画 プラザ
男女共同参画支援 拠点の周知	○市の広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用し、新見市男女共同参画プラザの周知を図ります。	総合政策課 男女共同参画 プラザ
市民団体等への支援	○「にいみフォーラム」等、男女共同参画を推進する 市民団体に対して、活動場所の提供や団体間での交 流促進などの活動支援を行うとともに、新たな団体 の育成に努めます。	総合政策課
市民意識等の把握	○市民意識調査などを利用し、定期的に男女共同参画 に関するアンケート等を実施し、市民意識や実態の 把握に努め、施策への反映に努めます。	総合政策課
夕柱 か 半 羽 木 へ の	○学校便りや授業参観等を通して、保護者や地域住民 に対して、人権意識や男女共同参画の意識の醸成を 図ります。	学校教育課
多様な学習機会の充実	○男性料理教室や人権学習講座の開催、公民館報への 記事掲載等、地域において、様々な機会や場を通し て、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発を推進 します。	生涯学習課

基本施策3 学びの場における意識づくり

子ども一人ひとりが、その個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。また、生涯学習や大学など様々な場を通じて、男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点に立った教育・保育の推進	○保育所・幼稚園・認定こども園における生活や遊びを通して、園児が、自分自身も含め個人を大切にする人間形成ができるよう、教育・保育内容の配慮に努めます。○保育所・幼稚園・認定こども園において、職員等指導者が男女平等の意識を持ち、人権意識の高揚が図られるよう、研修等を実施します。	こども課
	○道徳やキャリア教育の時間をはじめ、全ての授業を 通じて、男女がお互いの人格を尊重し、相手の立場 を理解し、助け合うことができる人間形成につなが る教育の充実に努めます。○小中学校において、教職員等指導者が男女平等の意 識を持ち、人権意識の高揚が図られるよう、研修等 を実施します。	学校教育課
学校における情報 モラル教育の実施	○情報社会において的確な判断ができるよう、小中学 校において情報モラル教育を実施し、メディア・リ テラシー意識の醸成を図ります。	学校教育課
大学における公開 講座等の開催促進	○新見公立大学地域共生推進センターで開催される 公開講座等において「男女共同参画」の要素を盛り 込んだ内容の開催を働きかけます。	総合政策課
男女共同参画の視 点に立った人事評 価制度の充実	○性別にかかわらず、職員の能力や業績によって公平 かつ適切に評価できるよう、人事評価制度の充実に 努めます。	総務課
	○男女共同参画に関する研修会への男性職員の参加 を促進するとともに、新見市男女共同参画プラザに おいて、男女共同参画に関する資料等を収集し、広 く情報提供します。	学校教育課

【基本目標2】あらゆる分野における女性活躍の推進(新見市女性活躍推進計画)

基本施策4 方針決定過程における女性参画の促進

あらゆる分野における政策や方針決定過程の場において、女性の参画機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できるよう、周知、啓発を行うとともに、審議会等における女性委員選任割合の向上等を図ります。

取組名	取組内容	担当課
審議会等委員への 女性登用の促進	○あらゆる分野における政策・方針決定の場への女性 の参画が進むよう、啓発を推進するとともに、本市 の審議会等における女性委員の登用率の向上に努 めます。	関係各課
	○積極的に女性職員の採用を進めるとともに、適材適 所の人事配置や女性職員の積極的な管理監督職へ の登用に努めます。	総務課
女性の積極的な登用の促進	○中学校において、女性の教諭・講師をはじめ、支援員や補助員の採用に努めます。○主幹教諭、指導教諭を含む管理職や小中学校の教務主任、地域連携担当、生徒指導進路指導担当等への女性の登用に努めます。	学校教育課
女性職員等の人材 育成	○女性職員等の能力開発や専門的スキル形成のため「岡山県市町村職員研修センター」や保育職の管理職員養成のための全国研修への参加を促進します。○自治大学校への女性職員の派遣を検討します。	総務課
女性人材の情報収 集と活用	○「岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)」等関係機関と連携し、女性の人材に関する情報を幅広く収集し、男女共同参画推進に向けた取組への活用に努めます。	総合政策課
企業等への啓発と理解促進	○市の広報紙やホームページ、告知放送、国や県の啓発パンフレットやSNS等様々な媒体を活用し、市内の企業等職域において、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)についての理解の促進をはじめ、男女共同参画に関する情報の提供に努めます。	商工観光課

取組名	取組内容	担当課
企業等への講座等 の参加促進	○企業や地域団体等に対して「岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)」等による講座や研修等についての情報を提供するとともに、参加促進に努めます。	総合政策課
農業委員への女性登用の促進	○農業委員会活動の活性化と、農業における男女共同 参画を促進するため、農業委員会等の委員や役員へ の女性の参画を促進します。また、農業協同組合等 の委員や役員等、経営への女性の参画を働きかけま す。	農業委員会

基本施策5 雇用の機会均等と働きやすい職場環境づくり

雇用分野において、誰もが能力を発揮できる機会と公平な待遇が確保されるよう、雇用に関する法律や様々な制度について、周知に努めるとともに、各種ハラスメント等防止に努めます。

取組名	取組内容	担当課
雇用の場における 男女平等やハラス メント防止の促進	○市の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し 「男女雇用機会均等法」等関係法令の周知や各種ハ ラスメント防止の促進に努めます。	商工観光課
女性の能力開発等に関する広報	○「岡山県男女共同参画推進センター(ウィズセンター)」が実施するキャリアアップ講座について、窓口にチラシを設置するなど周知に努めます。	総合政策課
多様な働き方に関する支援や情報提供	○市の広報紙やホームページ、チラシ等を活用して、 創業を志す人向けのセミナーや相談機関の周知を 図ります。	商工観光課
農林畜産業等における男女共同参画の促進	○農業の「家族経営協定」等制度の普及・啓発に努め、 男女共同参画の視点に立った家内労働者や家族従 事者の労働環境の整備を促進します。○岡山県知事が認定している「岡山県農業士」に、女 性を積極的に推薦します。	農林課

基本施策6 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) に関する情報提供や啓発活動を推進するとともに、仕事と子育て、介護の両立を支援する体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
情報提供や啓発活動の推進	○ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、市の広報紙やホームページ、ポスター、チラシ等を活用して、育児・介護休業制度や労働時間短縮等に関する情報提供に努めます。	商工観光課
	○ハローワークと連携し、市内の子育で広場に求人情報を設置して育児中の人に情報を提供します。○ひとり親の就労、自立に向け、相談や情報提供をはじめ様々な支援を実施します。	こども課
	○「介護保険サービスのご案内」や市のホームページを適宜更新し、介護保険制度の周知に努めます。○仕事と介護が両立できるよう、地域包括支援センターやケアマネジャーが、相談対応や情報提供等の支援をします。	介護保険課
	○高齢者に対する事業やサービスの一覧を掲載した 「長寿社会いきいきガイド」を作成し、民生委員・ 児童委員や社会福祉協議会職員等に配布して周知 を図ります。	福祉課
	○男性職員を含め、市の職員が育児休業や短期介護休暇、子の看護休暇等を取得しやすい職場づくりを推進します。	総務課
育児・介護休業等 を取得しやすい環 境の整備	○所得保障を含めた育児・介護休業制度等について、 周知に努めるとともに、代替職員の配置等、安心し て育児休業を取得できる環境の整備に努めます。	学校教育課
	○新見商工会議所や阿哲商工会等の関係団体を通して、市内事業者に岡山県が実施している「おかやま子育で応援宣言企業」や厚生労働省の「くるみん認定企業」「女性の活躍推進宣言企業」「両立支援等助成金」などの周知に努めます。	商工観光課

取組名	取組内容	担当課
子育て支援サービ スの充実	○保護者の多様な子育てニーズに対応できるよう、子 育て支援サービスの充実を図り、仕事と子育ての両 立を支援します。	こども課
放課後児童クラブ への支援	○放課後児童クラブが安定した運営ができるよう支援し、児童の健全育成と仕事と子育ての両立を支援します。	学校教育課
子育て中の保護者 支援の充実	○保健師や栄養士による訪問や健診等を通して、子育 てに関する情報提供や育児相談の充実に努めます。	健康づくり課
介護サービス等の 充実	○「新見市高齢者保健福祉計画・新見市介護保険事業 計画」に基づき、地域包括ケアシステムや在宅医療・介護連携、認知症対策、介護予防と生活支援の 推進など、介護保険事業の充実と円滑な運営に努め ます。	介護保険課
	○介護手当給付や介護用品給付事業、住宅改修補助金 事業を実施し、経済的な負担の軽減を図ることで在 宅生活の継続を支援します。	福祉課

【基本目標3】家庭や地域における男女共同参画の推進

基本施策7 家庭生活における男女共同参画の推進

男性が家事や育児、介護をすることについて、市民への理解や意識改革を図り、家庭生活への参加を促進します。

取組名	取組内容	担当課
	○子育て広場などを通じて、子育てや子育て支援に関する情報交換を行うことで、男性の育児協力の意識が高まるよう支援します。○幼児クラブの会員相互の交流を通じて、家庭生活における男女共同参画の意識醸成を図ります。	こども課
男性の育児・介護 等の家庭生活への 参加促進	○福祉フォーラムの開催等、性別にかかわらず学習機会を設けるとともに、参加促進を図ります。○民生委員児童委員協議会等において、各種研修会を開催します。	福祉課
	○企業、団体や関係機関等と連携し、介護や地域ボランティア等の社会活動に、男性がより積極的に参画できる環境づくりを促進します。○介護予防や認知症予防事業等の充実を図るとともに、性別にとらわれない介護への参画を促進します。	介護保険課
男性の家事等への参加促進	○公民館等で男性料理教室や男女共同参画学習会等 を開催し、男女共同参画の地域づくりを目指しま す。	生涯学習課

基本施策8 地域活動における男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担の意識にとらわれず、互いに協力して地域活動を進めることができるよう、啓発を推進します。また、男女共同参画を推進する市民団体との協働に努めるとともに、地域活動を行う各種団体の活動を支援します。

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
地域活動における理解の促進	○スポーツ少年団や地域の社会教育関係団体等の会議や美化活動をはじめ、地域での様々な活動の場において、社会通念や慣習、慣行などにとらわれず、お互いが協力できるよう啓発を推進します。	生涯学習課
市民団体との協働	○事業の共催や意見交換会の実施等、男女共同参画を 推進する市民団体との協働に努めます。	総合政策課
地域活動を行う団体への支援	○地域課題の解決や地域の活性化等につながる活動を行っている各種団体の活動を支援します。	総合政策課
各種団体や地域活 動の支援	○市の広報紙やホームページ等様々な媒体を活用し 「新見もったいない市」や「雛まつり」等の周知等、 女性グループを中心とした地域活動を支援します。	商工観光課

基本施策 9 国際理解を通じた男女共同参画の推進

姉妹都市、友好都市との国際交流やALTの活用を推進し、多様な文化や価値観を認め合う、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進します。

取組名	取組内容	担当課
多文化共生の理解 促進	○外国語講座等の開催や市民と外国人との交流を通 して、異文化や多文化共生への相互理解を促進しま す。	生涯学習課
国際理解と国際交流の推進	○女性の人権に関する国際的な条約、制度等の情報を 収集するとともに「国際交流ふれあいデイ」等の開 催や姉妹都市、友好都市との国際交流を推進しま す。	生涯学習課

取組名	取組内容	担当課
国際理解と国際交流の推進	○ALTを活用し、児童・生徒を対象とした外国語学習や教職員との共同授業を実施するとともに、地域との交流機会を増やし、多様な価値観や文化への理解を促進します。○ALTが安心して職務に専念できるよう、コーディネーターを配置し、生活支援や出入国事務、授業相談等を実施します。	学校教育課
国際理解教育の推進	○小中学校の授業や行事、保育所・幼稚園・認定こども園への訪問を通してALTと児童・生徒が交流し、国際意識を高めるとともに、多様な価値観への理解を深めます。	学校教育課

【基本目標4】生涯を通じた健康づくりへの支援

基本施策 10 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

誰もが、生涯にわたって健康に心豊かに暮らせるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進します。また、高校生を対象に、妊娠・出産について学ぶ講座を開催します。

取組名	取組内容	担当課
生涯にわたる健康づくりの推進	○性別にかかわらず、誰もが生涯にわたり心身共に健康に過ごせるよう、健康教室や各種健康診査、各種がん検診をはじめ、生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及、運動習慣の定着を図る取組など、市民の健康保持のための事業の充実を図ります。	健康づくり課
健康寿命延伸の支 援	○ケーブルテレビ放送やサロン等での実践指導を通じて「にいみロコモ体操」の普及を図り、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)の予防を促進します。	介護保険課
児童生徒への健康支援	○全ての小中学校でHIVやエイズに関する教育に 取り組み、発達の段階に応じた性教育を推進しま す。○健康に関する正しい知識を身に付けることができ るよう、全ての小中学校で薬物乱用教室を実施する とともに、保健学習の中で、禁酒、禁煙について学 ぶ機会を設けます。	学校教育課
高校生を対象とし た妊娠・出産の正 しい知識と普及啓 発	○岡山県の「未来のパパ&ママを育てる出前講座」等を活用して、高校生を対象に、妊娠、出産についての正しい知識を得ることで、将来のライフプランを考える機会にします。	健康づくり課

基本施策 11 母子保健の充実

母子保健サービスの充実や、仕事を持つ女性の母性保護や健康管理の啓発に取り組み、 安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援します。また、不妊、不育に対する支援制 度等の周知を図ります。

取組名	取組内容	担当課
母子保健サービスの充実	○母子手帳交付時に、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査、産婦健康診査、乳児健康診査の必要性や内容を説明し、受診を勧奨します。○母子保健コーディネーターと地区担当保健師が、関係機関と連携し、支援を必要とする方に切れ目のない支援を継続して行います。	健康づくり課
母性保護や健康管 理の啓発	○母子手帳交付時に、仕事を持つ妊産婦に対して「母性健康管理指導事項連絡カード」の説明を行い、妊娠や出産に関する健康管理について啓発します。	健康づくり課
	○市の広報紙やホームページ、ポスターやチラシ等を 活用して、仕事を持つ女性の母性保護や健康管理に ついての啓発に努めます。	商工観光課
不妊・不育に対す る支援	○市の広報紙やホームページ等を活用して、不妊、不 育に対する治療費の助成の周知及び相談体制の充 実を図ります。	健康づくり課

【基本目標5】暴力を許さないまちづくり(新見市DV防止基本計画)

基本施策 12 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

様々な機会や場を通じて、幅広い年齢層を対象に、あらゆる暴力の根絶のための啓発に 努めるとともに、青少年の健全育成に向けた取組を推進し、安心して暮らせるまちづくり を目指します。

取組名	取組内容	担当課
暴力防止のための 広報・啓発	 ○市の広報紙やホームページ等様々な機会や場を通じて、DV等暴力の防止に関する法令や相談機関の周知を図るとともに、関係機関と連携し、相談や支援に対応します。 ○「岡山県男女共同参画推進月間」や「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、各種ハラスメントやDV等暴力防止のための啓発の充実に努めます。 	総合政策課 男女共同参画 プラザ
	○事業者や企業に対して、関係機関を通じポスターや チラシ等を活用して、各種ハラスメントやDV等暴 力防止のための啓発に努めます。	商工観光課
あらゆる暴力防止 に向けた取組	○定期的な面談の実施等、各種ハラスメントが発生しない職場づくりを進めるとともに、ハラスメント防止のための規程等整備の充実を図ります。○法令の遵守や公務員としての規律の厳守を職員に徹底します。	総務課
青少年の健全育成 に向けた取組	ウ、1×11型に関わて無核合体が実施し、主小年の時	
	○街頭啓発活動や防犯パトロール車(青パト)による 市内パトロール等を実施し、地域社会の環境整備に 努めます。	青少年育成セ ンター

取組名	取組内容	担当課
被害者情報の保護の徹底	○関係各課が連携し、各種ハラスメントやDV等暴力 被害者情報の保護を徹底するとともに、相談者や相 談内容の情報管理を徹底します。	市民課 総合政策課 男女共同参画 プラザ

基本施策13 きめ細かな被害者支援体制の充実

児童や高齢者等に対する虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、関係機関と連携して、被害者の自立支援など、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課		
関係機関と連携した相談・支援業務の充実				
虐待等防止の推進	○相談窓口を設置し、関係機関と連携しながら、児童 虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、自立 に向けた支援を行います。	こども課		
	○市の広報紙やホームページ等様々な機会や場を通じて、児童虐待防止の啓発活動を推進します。	学校教育課		
	○関係機関と連携し、高齢者や障がい者等への虐待の 早期発見、早期対応ができる体制の整備や虐待防止 に向けた取組を推進するとともに、被害者やその家 族等の自立を支援します。			
相談員の派遣	○新見市男女共同参画プラザ相談員を、各種研修会や 担当者会議へ積極的に派遣します。			

【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域社会づくり

基本施策 14 地域共生社会の実現に向けた取組

高齢者や障がい者、ひとり親家庭や生活上の困難を抱える人、在住外国人も安心して地域で暮らすことができるよう、地域福祉を推進します。

取組名	取組内容	担当課
	○地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、小地域ケア会議を開催し、地域課題の解決に向けて支援します。	介護保険課
高齢者や障がい者 等が暮らしやすい まちづくり	○高齢者の社会参加や学習活動を支援するとともに、 高齢者の多様な就業機会の確保を図るため、シル バー人材センターの運営を支援します。○障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で安心して 生活できるよう、自立支援サービスの整備やバリア フリーの啓発等、障がい者福祉を推進します。	福祉課
ひとり親家庭等への自立支援	○ひとり親家庭等の自立に向け、関係機関と連携して、相談支援体制の充実を図るとともに、家庭の状況に応じた就労や子育て等を支援します。	こども課
生活困窮家庭等に おける子どもの支 援	○地域全体で子どもを育てる気運を醸成するとともに、地域の人材による学習支援を行い、児童・生徒の学力向上を支援します。○保護者の就労機会の確保や育児の負担軽減につながるよう、放課後児童クラブの開設を促進するとともに、運営を支援します。	学校教育課
	○公民館で実施している放課後こども教室等を活用 して、生活困窮家庭における児童・生徒に対する放 課後や週末の学習支援の充実を図ります。	生涯学習課
生活情報や行政 サービス情報の提 供	○在住外国人が安心して暮らせるよう、外国語に対応 する外国人相談窓口を設置するほか、外国人市民に 関係する制度等について、市の広報紙やホームペー ジ等を活用して周知するとともに、窓口での掲示や 配布、郵便等での情報提供に努めます。	総務課 市民課

【具体的な取組】

取組名	取組内容	担当課
公共施設のバリア フリー化の推進と ユニバーサルデザ インの普及	○遊具の安全確保に関する指針に基づき、遊具等や付帯する設備、柵、建築物等の適正な維持、管理に努めます。	都市整備課
	○バリアフリー化とユニバーサルデザイン普及の観点から、施設の改修や新たな施設建設時に、手すりや多目的トイレ、スロープ、点字ブロック等の設置を促進します。	総務課

基本施策 15 防災・減災分野における男女共同参画の推進

男女共同参画の視点を踏まえた地域での防災・減災活動を推進するとともに、災害時に おける男女それぞれのニーズに配慮できるよう、女性の参画を促進します。

取組名	取組内容	担当課
男女共同参画の視点による防災活動		
女性消防団員等の 充実	○災害時における男女それぞれのニーズに配慮する ため、機能別消防団員や女性消防団員の充実に努め ます。	消防本部

第6章

計画の推進に当たって

【1】計画の推進体制

1 庁内推進体制の充実

男女共同参画にかかる取組は、周知、啓発のみならず教育、労働、保健、福祉など市政のあらゆる分野にわたる計画です。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図るとともに、課長級職員で構成する庁内推進組織「新見市男女共同参画行政推進会議」による効果的な施策展開の検討を行います。

2 関係機関との連携

本計画を効果的に推進するため、地域住民をはじめ自治会、国や県、男女共同参画関係団体、住民ボランティア等との連携を強化するとともに、特に、DVに関する相談業務等は、県の女性相談所や警察等の関係機関と緊密な連携を図ります。

3 計画の幅広い周知

本計画は、市民や事業所、関係機関と行政との連携と協働による推進が重要です。そのため、市の広報紙やホームページをはじめ多様な媒体を活用し、あらゆる世代に分かりやすく、本計画の取組や事業の進捗状況を公表し、広く周知を図ります。また、あらゆる機会を活用して市民の意見やアイデア等を把握し、市民目線を生かした施策の推進に努めます。

4 男女共同参画施策推進拠点の充実

男女共同参画社会の実現に向けた市民の活動を支援し、男女平等を基本とした施策を推進するため、拠点施設「新見市男女共同参画プラザ」の充実を図り、調査・研究や学習・研修機会の提供を通じ、積極的に啓発を行います。さらに、市民の人権の侵害や性別による格差に関わる諸問題に応じる各種相談窓口を充実し、関係機関との連携を図ります。

【2】計画の進行管理

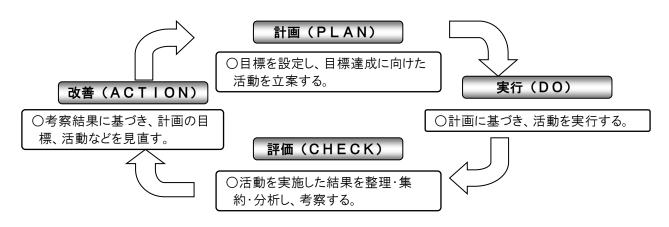
1 新見市男女共同参画審議会における進捗の点検

学識経験者や関連団体、組織の関係者などで構成する「新見市男女共同参画審議会」に おいて、本計画の進捗状況の報告及び男女共同参画の推進に必要な事項についての意見や 提言を求め、取組への反映に努めます。

2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画の進捗状況や達成状況を定期的に点検し、それを今後の施策に反映していく「PDCAサイクル」による進行管理を進めます。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



【3】数値目標の設定

	評価項目	現状値 令和2年度	目標値 令和7年度	把握方法
【基本	は目標1】人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	J		
1	社会全体において「男女は平等になっている」と思う市民の割合	15.4%	20%	市民アンケート
2	学校教育の場において「男女は平等になっている」と 思う市民の割合	52.2%	55%	市民アンケート
【基本	 本目標2】あらゆる分野における女性活躍の推進	(女性活躍推進	計画)	
3	市職員の女性管理職比率	29.3% (4月1日現在)	30%	関係各課
4	市の審議会等委員の女性比率	28.0% (4月1日現在)	30%	総務課
5	家族経営協定の締結数	45 経営体 (4月1日現在)	60 経営体	農林課
【基本	本目標3】家庭や地域における男女共同参画の推過	<u></u>		
6	家庭生活において「男女は平等になっている」と思う市 民の割合	30.3%	35%	市民アンケート
7	地域社会において「男女は平等になっている」と思う市 民の割合	27.6%	30%	市民アンケート
【基本	 本目標4】生涯を通じた健康づくりへの支援			
8	乳がん検診の受診率	28.1% (令和元年度)	33%	健康づくり課
9	子宮頸がん検診の受診率	20.5% (令和元年度)	25%	健康づくり課
【基本目標5】暴力を許さないまちづくり (DV防止市町村基本計画)				
10	DV被害者で誰(どこ)にも相談しなかった市民の割合	49.5%	40%	市民アンケート
【基本目標6】誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり				
11	女性防災士の人数	3人 (4月1日現在)	15 人	総務課
12	女性消防団員の人数	74 人 (4月1日現在)	104 人	消防本部